

国立大学法人の機能強化へ向けた国による支援の充実を求める声明
—第4期中期目標期間に向けて—

令和3年9月30日

国立大学法人群馬大学 経営協議会学外委員

内山 充 (株式会社上毛新聞社代表取締役社長)

冲永 寛子 (帝京平成大学学長)

齋藤 一雄 (株式会社群馬銀行代表取締役会長)

曾我 孝之 (前橋商工会議所会頭)

津久井治男 (群馬県副知事)

登坂 正一 (太陽誘電株式会社代表取締役社長)

吉武 博通 (情報・システム研究機構監事・筑波大学名誉教授)

私たちは、国立大学が教育・研究を通して、地域社会の発展や我が国の発展に寄与していくため、国立大学法人法(平成15年7月16日法律第112号)第20条第2項第3号に基づく経営協議会の学外委員として、国立大学法人群馬大学将来計画をはじめ、中期目標、中期計画、予算、決算、組織及び運営の状況等、大学経営の重要事項の審議に参画し、透明性のある大学経営を実現するための「社会の目」としての役割を果たしてきた。その立場から、将来の我が国を支える基盤である教育・研究へ優先して国の資源が配分されるよう、国立大学への運営費交付金の増額が必要であると考え。については、国立大学が来年度、第4期中期目標期間を迎えるにあたり、国には、長期的・俯瞰的な視点から、国立大学の教育力・研究力・社会貢献力を向上させる支援体制の構築をお願いしたい。

国立大学は我が国が誇るに値する重要な公的財産であり、SDGsの実現、グリーン・リカバリー、カーボンニュートラルの推進等による地球規模課題の解決や災害、感染症等にも対応することで、高度にレジリエントでインクルーシブな社会の構築に貢献し、デジタル技術を駆使した教育・研究・社会貢献の機能強化、AI人材の育成などにより、国民の全てが発展成長するための、地方創生の中核を担う存在である。その使命を全うするためには、各大学において、様々なステークホルダーの意見を踏まえつつ、リカレント教育やICTリテラシー教育を充実するなどの社会的要請に応えられるよう、大学の特性に応じた多様な目標・計画達成に向けた取り組みが必要である。

公的な財源を基盤とする国立大学の運営費交付金について、一定のメリハリが求められることを否定するものではないが、一定の財源を毎年度、全大学共通の指標により傾斜配分する現行の仕組みは、各大学の多様性を損ない、最も重要視すべき教育・研究力の向上に繋がっているとは考えられない。この点についての十分な検証をすることなく、国立大学における教育・研究を下支えする運営費交付金について、第4期においても現行の仕組みが継続される方向が示されていることについて、深く憂慮する。

国立大学は法人化以降、国からの運営費交付金が暫時削減されるなど、その厳しい財政状況の中、我々学外委員も協力し、学長のリーダーシップの下、学内の資源配分の見直しや自己財源の獲得に取り組む等の経営努力を重ね、社会から期待される様々な機能を強化・拡張し、特色ある教育・研究の発展・向上に取り組んできている。しかし、運営費交付金の削減により国立大学が教育・研究に充てることのできる資源の大幅な縮小がもたらされ、特に研究については基礎研究・学術研究の苗床が枯れつつある深刻な状況を生んでいる。これまでの日本の産業等の社会の発展は、大学において長い年月をかけ幅広く行われてきた多様な基礎研究・学術研究が支えてきた。今後も、我が国が継続的に発展していくためには、今こそ科学技術の振興のため財政支援を強化していくことが重要である。

国は、教育・研究が未来の我が国や世界を支える原動力であることを強く意識するとともに、我々国民のための未来への先行投資として国立大学への運営費交付金を増額すべきである。

是非とも国立大学が第4期中期目標期間を迎えるにあたり、各大学が多様性をもってその機能強化を十分に果たすことのできる財政支援制度が確立されるよう要請するものである。